

次加算シタル額ノ退職年満金ツ支給ス

一 満ニヶ年以上五年未満一ヶ年ニ付	日給十日分
一 満五年ヲ越スル部分	十五百分
一 満十年ヲ越スル部分	二十日分
一 満十五年ヲ越スル部分	二十五日分
一 満二十年ヲ越スル部分	三十日分

但シ自己ノ都合ニ依リ退職スル場合ハ前項ニヨリ計算シタルモノ、三分ノ一以上トスハ成和會ト同様

右及申報候也

別記(1) 義願書

私共従業員一同協議ノ結果一般従業員ノ福利増進ノ為ノ左ノ條項ヲ義願スルニ
 何卒御解決モラシム事ヲ御願ニ致レマス

- 一 退手法ニ依リ内規決定促進ノコト
- 一 衛生設備改善ノコト
- 一 食堂洗面所脱衣所便所改築 自販車置場ノ新設 区務所飲料水ノ徴収
- 一 倉庫内規休日勤務亦増シノコト
- 一 特殊工具會社支給ノコト
- 一 二年一度ノ定期賞与実施ノコト
- 一 日給平均一割増給並最低賃銀昇給ノコト(難波部ニ含ム)
- 一 福利項ニ付キ本月末日頃ニテ是非御裁察ノ上御同意相演度此致義願申シテ

昭和十一年三月二十日

株式会社南千住製作所御中

南千住製作所内 成和會印